

# 金融審議会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告の概要

## ～ 上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて ～

### 市場における資金調達等をめぐる問題

少数株主等の利益を著しく損なうような資金調達等を防止するため、上場会社等の資本政策をめぐるガバナンスを強化

#### 1. 新株発行等への対応

- 第三者割当増資について、資金使途・割当先の詳細や割当先による資金手当ての方法等の開示。有利発行の可能性がある場合の監査役による意見表明
- 大幅な支配比率の希釈化、支配権の移動を伴う第三者割当増資について、取引所による審査、経営陣から独立した者による意見表明等。問題事案には、上場廃止を含め取引所による厳正な措置
- 経済的にMSCBに類似したスキームに対する、MSCBと同様の規制(適切な開示の確保・転換条件の適正化等)。MSCB等について、発行条件の合理性等に関する開示を拡充
- 当局や取引所等における執行面の充実・連携強化

#### 2. キャッシュアウト(現金を対価として行う少数株主の締め出し)への対応

- 株主の権利を不当に制限するおそれのあるものについて取引所が審査。問題事案には、取引所による厳正な措置
- キャッシュアウトの予定やその具体的内容の開示

#### 3. グループ企業におけるガバナンス

- コーポレート・ガバナンスの原則は企業集団レベルでも実現されるべき旨を明確化
- 親会社の経営に重要な影響を与える子会社の行為等に関して、親会社は、自身の見解と合わせて、子会社経営陣の見解を株主へ適切に開示

#### 4. 子会社上場のあり方

- 子会社上場のあり方について、今後真剣に検討。今後も子会社上場が認められていくのであれば、親会社・兄弟会社出身者でない社外取締役・監査役の選任など、親会社の利益相反・権限濫用防止のためのルール整備を検討

#### 5. 株式の持合いへの対応

- 株式の持合い状況についての開示の促進
- 銀行等保有株式取得機構の積極的な活用

### ガバナンス機構をめぐる問題

上場会社等の良質な経営の実現及び投資者の信頼確保の観点から、ガバナンス機構のあり方は極めて重要

#### 1. 取締役会のあり方

##### 委員会設置会社化

⇨ 現状、委員会設置会社はごく一部(東証上場会社のうち 2.3%)。多くの上場会社にとって、近い将来に委員会設置会社化を選択することは現実的でない面も

##### 独立社外取締役を中心とした取締役会

例えば取締役会の 1/3 又は 1/2 以上を独立社外取締役とする

⇨ 半数以上の社外性が求められる監査役会と重複との指摘。

##### 独立社外取締役の選任と監査役会等との連携

1名ないし複数の独立性の高い社外取締役を選任。監査役会、内部監査・内部統制担当役員等と連携を図ることで、経営に対する監督機能を強化

⇒ 株主・投資者等からの信認を確保していく上で、多くの上場会社にとってふさわしいモデルとして提示し、それを踏まえ、上場会社は、それぞれのガバナンス体制の内容とその体制を選択する理由を開示

#### 2. 監査役機能強化

- ①監査役監査を支える人材・体制の確保、②独立性の高い社外監査役の選任、③財務・会計に関する知見を有する監査役の選任等を、上場会社に係る望ましい事項として位置付け、各上場会社が取組み状況を開示

#### 3. 社外取締役・監査役の独立性

- 社外取締役・監査役と会社との関係及び独立性に関する会社の考え方についての開示を拡充(子会社上場のケースについては、別掲)

#### 4. 監査人の選任議案・報酬の決定権

- 監査人の選任議案・報酬の決定権を監査役の権限とすることについて検討の促進

#### 5. 役員報酬の開示の強化

- 役員報酬の決定方針及び報酬の種類別内訳等を開示

### 投資者による議決権行使等をめぐる問題

市場を通じて上場会社等のガバナンスを向上させていくため、投資者が的確な経営監視

#### 1. 機関投資家の受託者責任に基づく適切な議決権行使

- 議決権行使は、機関投資家の受託者責任の重要な要素を構成することの明確化
- 機関投資家による議決権行使ガイドラインの作成・公表、議決権行使集計結果の公表に係る業界ルール等の整備

#### 2. 上場会社等による株主総会議案の議決結果の公表

- 各議案の議決結果について賛否の票数の公表

#### 3. 議決権電子行使プラットフォームの利用促進

- 投資者による議案の十分な検討期間等の確保のため、上場会社による利用の促進

### コーポレート・ガバナンスに係る規律付けの手法

- 上場会社について、高い水準のコーポレート・ガバナンスを確保することは、取引所の使命

- 市場監視の中でコーポレート・ガバナンスの充実を図っていくべく、開示の充実

- 上場会社等のコーポレート・ガバナンスをめぐる法制のあり方については、引き続き幅広く検討を行っていく必要